

仮囲緑化実証実験協力者募集に係るご質問と回答

01 公募対象

ご質問の内容	回答
最低緑化割合等の基準はあるか。	ありません。
敷地境界から仮囲いまでの距離が原則 10cm とあるが、必須条件か	当条件は、仮囲緑化が道路等に越境し、歩道通行者等への支障となることを避ける目的で決めました。 一方、緑化内容や安全措置状況等、ご提案内容が目的と合致する場合、10cm は必須ではありません。
敷地境界から仮囲いまでの距離が原則 10cm とあるが、仮囲いパネルから 10cm か、設置した緑化から 10cm か	当条件は、仮囲緑化が道路等に越境し、歩道通行者等への支障となることを避ける目的で決めました。 設置した緑化が敷地境界を越境しない計画を想定していますが、緑化内容や安全措置状況等、ご提案内容が目的と合致する場合、必須ではありません
事業者において既に許可を受けている道路占有範囲内で提案可能か。	「敷地境界から仮囲いまでの距離が原則 10cm」との条件は、仮囲緑化が道路等に越境し、歩道通行者等への支障となることを避ける目的で決めました。 一方、緑化内容や安全措置状況等、ご提案内容が目的と合致する場合、10cm は必須ではありません。
連続した約 20m 以上を確保することとあるが、下限は何 m か。「連続した仮囲い」にゲートは含まれるか。	19.5m を想定しますが、詳細は提案内容を基に判断します。 ゲートを挟む場合、原則として連続とみなすことはできませんが、詳細は提案内容を基に判断します。
連続した約 20m 以上を確保することとあるが、間に設備があること等により途切れる場合、連続とみなされるか	原則として連続とみなすことはできませんが、詳細は提案内容を基に判断します。
連続した約 20m の途中が角地になり、折れる場合でも連続と見なされるか	連続とみなします。
仮囲いの高さが 3m 以上とあるが、緑化範囲の高さ（面積）の下限はあるか	下限はありません。
東京都の事業は対象となるか。	対象となりません。

<p>区の事業は対象となるか。</p>	<p>区による事業は、区や受注者が本来負担する予定であった事業費が軽減される仕組みにならないことが必要です。</p> <p>そのことを示す資料の提出等を求める場合があります。</p>
<p>2箇所以上の工事現場に仮囲緑化を提案することは可能か。可能な場合、工事現場1箇所の提案につき各案件（設置面積や費用負担等）が適用されるか。</p>	<p>2箇所以上の提案をいただくことは可能です。</p> <p>設置規模については、1箇所ごとに20m以上施工いただく必要があります。</p> <p>費用負担については、現場1箇所ごとではなく、1事業主体ごとに40万円×60mが適用されます。</p> <p>例えばA社が現場αに40m、現場βに40mの仮囲緑化を設置する場合、都はA社に対し、80mではなく最大60m分を費用負担します。</p>
<p>協力者の立ち位置での参画と構成員の立ち位置での参画が可能になるとの認識でよいか。</p>	<p>構成員としての参画も可能です。</p> <p>なお、都は事業主体に対し費用負担をします。</p>
<p>民間事業者施工の工事現場において、当該事業者の保有する緑化技術や商材を利活用することは可能か。</p>	<p>緑化による多面的機能が発揮されるよう、技術を活用いただければ幸いです。</p>
<p>民間・行政事業若しくは公民連携事業（PFI/PPP）のいずれの事業種別も提案可能か。事業種別の判断根拠は建物所有権が属するセクターによるか。</p>	<p>都の事業は対象となりません。</p> <p>区による事業は、区や受注者が本来負担する予定であった事業費が軽減される仕組みにならないことが必要です。</p> <p>事業種別は、建物所有権等、提案内容を基に個別に判断します。</p>
<p>維持管理は協力者が自らとあるが、第三者へ委託等を実施してもよいか</p>	<p>委託関係のわかる資料を提出いただければ可能です。</p>
<p>仮囲緑化の実施目的掲示について、看板イメージ等はあるか。社名等が記載された看板等を掲示する場合、旧美観地区に該当する地域は区との景観協議が必要となるため、協議の可否を示してほしい</p>	<p>「東京グリーンビズ」ロゴマークの掲出はお願いいたします。</p> <p>景観協議等については、提案内容により個別に対応をお願いいたします。</p>

02 費用負担

ご質問の内容	回答
仮囲緑化を設置するため、既存仮囲の撤去に要する費用は負担の対象か	対象です。
仮囲緑化の撤去及び従来型仮囲の復旧に要する費用は負担の対象か	いずれも対象外です。
仮囲緑化の再利用に要する費用は負担の対象か	対象外です。
令和7年度以降に要する費用は負担の対象か	対象外です。
要する費用が募集要領で定める上限額を超過する場合、超過費用は負担の対象か	対象外です。
20mの仮囲緑化設置のため、50mの既存仮囲を一時的に撤去し、30mの既存仮囲復旧が必要だが、どこまでが負担の対象か	20m分の撤去費用を按分して算出し、負担の対象とします。 30mの既存仮囲復旧費用は対象外です。
協力者選定後に確定した実費が経費説明図書で掲示した金額を上回った場合、上限額2,400万円の範囲内で都は費用負担するか。	協力者選定後に締結する協定書の範囲内で費用負担いたします。
水道光熱水費は想定でよく、想定値に基づき精算するか。	提案時は想定とし、仮囲緑化のために明確に区分できる場合に限り、実費精算とします。
地域特性を踏まえたデザインを施すためのデザイン検討費用及び設置検討費用も都が負担する設計費に含まれるか	都は協定締結後に生じる費用を負担します。
緑化が施されない範囲が発生した場合、その部分も緑化全体を構成する要素として都が費用負担するか。	高さ3mすべての緑化を求めるものではありません。 道路に面した連続する仮囲緑化が費用負担の対象となります。
緑化植物等に要する費用は材料費とされているが、植物の追加・植え替え等を行う場合、令和7年3月末までに完了すれば、複数回の植え替えも費用負担の対象か。	当初計画において予定されていた追加・植え替え等が費用負担の対象です。
既存仮囲の補強や軽微な移動を行い、緑化する場合、当該仮囲を買い取る予定だが、単管等背後の骨組み、補強・移動費用も負担の対象か。	仮囲緑化の設置に必要な費用は負担の対象です。
道路占用費は費用負担の対象か。	対象外です。

効果検証により必要となる費用は都が負担するか。計測時に必要となる警備費用等も負担に含まれるか。	都が別途行う効果検証により必要となる費用は都が負担します。 都が実施する調査に対し、都が必要と考えるものを超えて、協力者の判断により独自に実施する警備等の費用は負担の対象外です。
計 2,400 万円を上限とするがあるが、消費税は別途か。	消費税を含みます。
仮囲緑化設置のため、既存の仮囲を撤去する場合、その撤去費及び原状回復費用も都の費用負担に含まれるか。	既存仮囲の撤去費は含まれますが、原状回復費用は含まれません。

03 支払い

ご質問の内容	回答
令和 7 年 3 月末の事業完了後、令和 7 年 5 月末までに実費相当額を支払うとあるが、施工完了後や維持管理作業完了時における出来高払いにすることは可能か。	令和 7 年 3 月以前に事業を完了する場合、その時点での一括精算が可能です（部分払い等はいたしません）。
支払った費用とは、応募者（協力者）以外の各業者に対して支払った費用のことを指すか。	協力者が支払った費用のことを指します。
完了報告とはどのような方法で行うのか。報告書等の書面報告か。	書面報告です。
支払を証明する資料とは、各業者に支払った総額の記載がある領収書のレベルとの理解でよいか。	総額だけではなく、仮囲緑化に要した費用であることが明確に判別・区分できる明細が必要です。

04 遵守事項等

ご質問の内容	回答
地震や台風等自然災害及び盗難、破損などの不可抗力によるリスク分担及び責任の区分を示してほしい。	協議の上、決定します。
猛暑等で植栽が枯れてしまった場合等の取扱を示してほしい。	協議の上、決定します。
データ共有について、都の許可が得られるのはどのような場合か。	個別具体について協議により決定いたします。
財産の帰属先は代表者、構成員の中から代表者・構成員間の協議により決定可能との	可能です。

理解でよいか。	
---------	--

05 応募資格

ご質問の内容	回答
事業の実施能力を有するものとは、薄層屋上緑化技術協会に加盟している企業や、特殊緑化の技術や商材を有する企業か。	都の保有情報等から総合的に判断いたします。

06 提出書類

ご質問の内容	回答
全体工事概要図は、仮囲を設置している開発工事の概要ではなく、仮囲緑化の概要がわかる図か	仮囲緑化の概要がわかる図です。
仮囲緑化設置予定箇所図と仮囲緑化平面図の違いは何か。	前者は工事敷地と仮囲緑化・歩道の位置関係がわかる概略を、後者は仮囲緑化の詳細(1:50 程度のスケール)をお示し願います。

07 スケジュール

ご質問の内容	回答
5月下旬にヒアリングを行うとあるが、所用時間及び参加人数の制限を示してほしい。	時間は1応募申請につき最大30分程度、オンライン形式の併用を想定しているため人数の上限はありません。
協定書の締結時期を示してほしい。	6月下旬以降を想定しています。

08 協力者の選定

ご質問の内容	回答
上位から最大5社を採用するとあるが、5事業者ということか、それとも5事業地ということか。	5事業主体です。
1社が複数事業地に応募可能か	可能です。 なお、費用負担については、1事業主体ごとに1mあたり40万円を上限として60m分、計2,400万円を上限として都が費用を負担します。

事業者の代表者は複数社の登録は可能か	可能です。その場合、構成者の関係性がわかる書類（契約書等）の提出をお願いすることがあります。 また、事業主体が共同事業体（JV）等の一体不可分な場合を除き、都の支払先を1社指定していただきます。
構成員への登録が必要となるのはどのような先か。設計会社、施工会社、緑化メーカー、権利者等が考えらえるがどの範囲を登録すべきか。	応募者のご判断でお願いします。 複数社連名による応募の場合、構成者の関係性がわかる書類（契約書等）の提出をお願いすることがあります。
資材メーカーは事業者として申請可能か	可能です。
協力者選定にあたりペナルティの発生はあるか。	ペナルティは想定していません。
申請書の受付が5社未満の場合も実証実験は実施するか。	実施します。

09 審査結果

ご質問の内容	回答
審査結果及び審査公表のHP等による公表は予定しているか。	選定された協力者についてHPで公表する想定です。

10 評価基準

ご質問の内容	回答
景観向上やにぎわいの創出など、とあるが、にぎわいの創出とは具体的にどのようなことをイメージ、期待しているか。	来訪者数の増加等です。

11 協定締結

ご質問の内容	回答
協定書のひな型を提示願う。いつ公表されるか。	協力者決定後に個別にご提示する予定です。

12 効果検証への協力

ご質問の内容	回答
効果検証への協力とは、協力者及び構成員等の立会いは不要か。	立会いを求める想定はしておりません。

効果検証の機器はどれくらいの大きさか。別途設置場所の抛出が必要な場合、具体的な要件や制約を示してほしい。	協議のうえ可能な範囲での協力をお願いします。
生物調査とは具体的にどのような調査を行うのか。	昆虫類や鳥類の来訪状況を調査予定ですが、具体的には仮囲緑化の提案内容や現場に応じて決定いたします。
調査者の敷地への立ち入りはどの範囲にどの程度立ち入るのか。建設工事現場への影響度合いを確認したい。	具体的には提案内容を踏まえ、協議により決定いたします。

13 その他

ご質問の内容	回答
使用する植栽種について、使用を禁止する、または使用が好ましくないものはあるか	特定外来生物の使用は禁止、生態系被害防止外来種の使用は好ましくありません。 なお、評価基準イ（１）で示すとおり、地域の魅力向上に資する植物を選ぶことや同（４）のとおり、生物多様性地域戦略で示す、生物多様性に配慮・貢献した種を選ぶことがより望ましいです。
都が指定する期間までに仮囲緑化の設置を完了すること、とあるが、具体的にいつか。期間内の設置は必須か。	提案書をもとに協議のうえ指定します。
協力者として選定後、設置開始時期について別途締結する協定書において協議可能か。	協議により決定いたします。
提案したイメージ図から緑化及び緑化以外のデザイン変更は許容されるか。	仮囲緑化実証実験協力者募集要領（６）３）キに記載のとおり、協力者の選定後、実施計画案を作成する段階で修正が可能です。
新たな緑化が義務付けられているが、既存資源活用の観点から、既存仮囲いの全面的な改修は必須ではないと理解してよいか。	必須ではありません。
来年度も同様の実証実験を行う可能性はあるか。	現時点では想定していません。